

# 琉球大学学術リポジトリ

福島県林業協会・栃木県治山林道協会の組織と事業  
内容に関する調査研究：  
琉球林業協会の今後のあり方を考える(林学科)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農学部 公開日: 2008-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 篠原, 武夫, Shinohara, Takeo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/4312">http://hdl.handle.net/20.500.12000/4312</a>

# 福島県林業協会・栃木県治山林道協会の 組織と事業内容に関する調査研究

—— 琉球林業協会の今後のあり方を考える ——

篠原 武夫\*

Takeo SHINOHARA : Studies on Organizations and Substances  
of Activities about the Forestry Society of the Fukushima  
Prefecture, and the Forest Conservation and Forest Road  
Society of the Tochigi Prefecture

—— for thinking how the Ryukyu Forestry  
Society should be after this ——

## I はじめに

琉球林業協会はかつてのアメリカ統治時代から今日まで本土の他府県における林業協会の業務はもとより、森林組合の行なう事業まで担い、沖縄県林業の発展に大きく寄与してきた。だが、本県の祖国復帰に伴う森林組合の設立によって当協会のあり方がいろいろと論議されるようになった。そこで今回の調査（昭和49年6月24日～28日）の目的もこのような当面する協会の重要な問題を解決するために着手されたものである。すなわち琉球林業協会の組織と類似の福島県・栃木県の林業協会の組織・事業内容およびそれらの問題点を調べることによって、琉球林業協会の今後のあるべき方向をさぐろうとすることにある。

## II 福島県林業協会の組織と事業内容

### 1. 協会の組織

(1)沿革 昭和42年、県知事の要請により、それまでばらばらであった各種林業団体の普及活動を中心とする指導事業の一本化作業が開始され、それを受けて昭和45年には財団法人福島県林業協会が結成・設立された。協会設立の考え方の基本は、指導事業に置かれ経済事業は他の林業団体にまかせることにあった。

(2)組織 まず会員の資格者は定款の第5条の規定によると、つぎの①～⑥にかかげる者となっている。①福島県の区域内の市町村、②福島県の区域内において林業を営む者、③福島県の区域内において林業を営む者が直接の構成員となっている団体であって、福島県の区域をその地区の全部または一部とする

\* 琉球大学農学部林学科

もの、④福島県の区域内において土木事業を営む者、⑤福島県の区域内において森林土木事業を営む者が直接の構成員となっている団体であって、福島県の区域をその地区の全部または一部とするもの、⑥福島県の区域内に住所を有する者で、林業に関して学識経験を有し協会の目的に賛同する者、などである。昭和48年3月に出された都道府県別「治山・林道協会の概況」資料によると、会員数は221名となっており、現在はさらに増えていると考えられる。

つぎに①出資と②会費について述べよう。①会員は出資1口以上をもち、出資1口の金額は1,000円（そのうち中央協会へ600円、協会と地方協会に400円が分配される）である。昭和48年までの出資金総額は第1表の通りである。それを見ると出資金総額の77%は市町村によって占められている。さらに②の会費については会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。その具体的説明は後述の事業内容のところで行なう。

第1表 昭和48年度までの出資金総額

会 員 区 分	出 資 額		件 数
	額 (千円)	割合 (%)	
福 島 県	5,000	51	1 (17市町村よりなる)
市 町 村	2,500	26	90
林業改良普及 (森組合む)	250	2	38
公団造林推協議会 (森組合む)	98	1	32
森 林 土 木	1,843	20	66
公有林野 (財産区)	16	-	2
そ の 他 会 員	18	-	11
計	9,725	100	240

注：福島県林業協会・第4回通常総会提出議案，19～22頁より作成。

役員および職員の構成はどうか。役員としては①会長（1名）、②副会長（2名）、③常任理事（1名）、④理事（30名以上～35名以内。それには会長、副会長および常任理事が含まれる）、⑤評議員（30名）、⑥監事（3名）、などである。これら役員の仕事権限を述べるとつぎの通りである。①会長は協会を代表し、会務を総理する。②副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。③常任理事は、会長および副会長を補佐し、常務を処理する。④理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。⑤評議員は、評議員会を組織し、必要な要項を審議する。⑥監事は民法第59条の職務を行なう。以上は役員についての説明であったが、その他に協会には顧問および参与も置くことができる。なお、協会には職員が置かれ、それを会長が任命する。職員は、会長の定めた職務に従事する。事務局の現在の職員は12名で、そのうち2名は地方在勤となっている。

会議の種類には総会、理事会、および評議員会の3種があり、協会運営に関する重要事項は総会、理事会によって決定される。評議員会は、年に1回程度開かれ、常任理事の菅野氏の話によると、その会はある程度なくても良いような会議とのことである。これら3種の会議の他に専門部会も設けられている。この部会は、①林業改良部会（林業技術の改良、普及に関する事項）、②森林土木部会（治山および林道の整備、拡充に関する事項）、③公有林野部会（市町村有林および入会林野等の整備に関する事項）、④林産部会（特殊林産物を含む林産物の生産および改良に関する事項）、⑤林業経営部会、⑥公団造林部会（公団造林事業の推進に関する事項）、⑦林研部会（青少年育成、林業後継者養成に関する事項）、の7部会からなる。①～⑥の部会事項は実質的には理事会でとりあつかわれているため、これ

ら部会の活動はほとんどなされていない。しかし、⑦の部会はずねにもたれている。

## 2. 協会の事業内容

(1)林野所有の概況 事業内容の説明の前にまず第2表で林野所有について話そう。林野面積は986,584 haあり、それは県土総面積の72%に相当する。林野面積の42%は国有林で、残りの58%は民有林によって占められている。この広大な民有林が各種林業団体や林業協会の実質的な経営基盤である。

第2表 林野の所有別面積

単位：ha			
所有区分	面積	割合（％）	
国有林	417,488	42	
民有林	公有林	75,505	8
	私有林	483,798	49
有林	森林開発	9,793	1
林	公団林		
	小計	569,096	58
	計	986,584	100

注：福島県農地林務部・福島県林業統計書（昭和47年度），  
2～3頁より作成

(2)事業内容 協会設立の目的は、福島県内における林業振興の方策を推進して林業の発展を図り、国土の保全と山村経済の振興に努め、もって林業従事者の地位の向上および民生の安定に寄与することにある。こういう目的を達成するために、定款第4条でつぎの①～⑩の事業項目を設定している。①林業技術者および林業経営の改善，治山，林道および造林事業の促進，③林産物の生産および改良ならびに種苗の需要調整，④公団造林の促進，⑤公有林および入会林野等の整備，⑥森林の保護および病虫害の防除，⑦緑化運動の推進，⑧森林の管理指導および指導林の造成，⑨林業を振興するために必要な資金の貸付，⑩その他協会の目的を達成するために必要な事業，などからなる。③は実際上県がやっている。⑦は国土緑化福島県推進委員会が担当しているが，その事務はすべて林協に委託されている。⑨は実際は行なわれていない。

以上の事業項目を見ると，林協は林業生産にかかわるあらゆる事業を営めるようになってきている。そういう訳で林協の職員も本県林協を「林業の百貨店」と称している。林協が林業の各種事業に手を出さざるをえない大きな理由には会員の会費だけではとても林協の運営ができないためである。現在の林協は木材協会，木炭農業協同組合，農林種苗農業協同組合，森林組合の4団体の営む事業以外は何でもできるようになってきている。

それでは昭和48年度のエコ協実施事業の概要を以下に説明しよう。①普及指導事業（広報）は，「林業福島」を月間8,500部発行し，林業関係者，従事者等に無償で配布するとともに全国林業改良普及協会が定期刊行している「林業知識」を毎月約4,000部および「現代林業」その他参考図書に代わって行ない，林業に関する情報の提供と林業技術の向上に資した。②林業構造改善事業促進事業は，林業構造改善事業終了地域に対する協業体の経営管理現地指導を行なうとともに第2次林業構造改善事業実施計画樹立および林業機械導入のための技術的現地検討会，研修会等を開催し，本事業の成果の向上ならびに事業の円滑な推進につとめた。なお，林構情報を購入し，市町村等関係団体等に無償で配布した。③森林計画電算化に伴う業務を受託し，所期の業務を完了し，次年度以降も本事業の業務が委託される見通しである。④郡山事業所において実施した，食用キノコ菌培養事業については，県林業試験場が選択育種

した優良しいたけ、なめこ、ひらたけ等の原種菌の譲与を受け、林業試験場担当者の技術援助と厳選した管理の下で培養を行ない、おおむね栽培農林家の要望する数量の配布ができた。⑤福島県青年の山造成事業は、5地区について適期に下刈り、つる切り等の保育管理を完了した。また、優良材生産技術体系化の枝打ち技術の検討を行なうとともに林業後継者の育成、林業青少年技術研修会の現場教材として活用した。⑥林業関係団体事務の受託は、国土緑化県推進委員会、県林業経営者協会より事務を委託され、それぞれ計画通りの成果を収め、緑化事業等の推進に寄与した。⑦林業青少年技術研修会、および全国林業研究連絡協議会、東北地区林業研究連絡会議等に対し、本会林業研究部会より県代表者を参加させ、林業後継者の育成と林業技術、経営の改善向上に努めた。また、民有林造林コンクール、学校植林コンクールおよび環境緑化コンクール等の表彰行事を県、関係団体と共催し、それぞれ優秀林業者等を表彰した。⑧治山、林道の優良行事、現場管理者および優秀管理者を表彰し、森林土木事業の完全施行と技術の向上に努めた。⑨会津山地大規模林業圏会津開発に関する中核林道設計調査4路線=245kmを完了した。また、大規模林業圏開発事業全体計画図書浄書の委託をうけ完成した。⑩治山、林道事業の測量設計受託業務は、県および市町村等の委託により、林道23路線=20,323m、治山事業15地域の設計調査を完了した。⑪入会林野整備事業は、入会林野の近代化に関する指導会を県3地区において、専門の講師を委嘱して開催し、とくに整備計画作成の促進を図った。また、整備に伴う測量調査の委託事業は、6地区1,299haを完了した。⑫保安林の実態調査および分筆測量業務は、県の委託により、会津若松、福島、喜多方の3地区について実施した。⑬森林施業団地調査事業は、会津若松管内12市町村、喜多方管内6町村の調査を完了した。⑭公有林野職員研修会は、中央より講師3名を委嘱し、市町村職員、財産区担当者等に対し、公有林野の管理、経営および林業の動向等について講習した。⑮その他治山、林道弘報を毎月関係者、市町村等に無償配布し、森林土木事業の啓蒙に資し、事業の促進に努めた。

以上の①~④は事務局の総務課が、⑤~⑮は業務課がそれぞれ担当している。事業内容で注目すべきことは、事業の重点が指導事業を中心にして測量・設計などの受託事業に置かれていることであり、民有林に対する森林の造成とか伐出および種苗などの生産事業はとりあつかわれていない。①~⑮の事業による収入・支出の関係、すなわち損益計算書を示すと第3表の通りである。直営事業収入のうちの雑誌「林業福島」を県が200万円分買上げている。雑収入の中の事務委託料には国土緑化福島県推進委員会の事務委託料50万円も含まれている。

収支関係は112,445円の欠損金を生じているが、前期繰越剰余金が100万円あったため、結局未処分剰余金として887,555円が残ることになった。収入のところで感じることは、事業収入が総収入の53%を占めていることである。そのことは本協会運営のための財源の基本が事業収入にあることを意味している。そしてその収入の37%は受託事業収入となっている。会費は総収入の39%である。両収入を合わせた額は総収入の92%を占める。ここで会費の賦課方法について昭和49年を例にして説明しよう。①市町村の会費負担額は600万円であり、その賦課の方法は平等割が5,000円、面積割60%、林家数割20%、調整割20%となっている。調整割というのは利用度割のことで、それには造林面積割と治山林道割がある。②森林土木事業割。それは実施事業費の1,000分の4である。③林業を営む者その他。それは年額1,000円となっている。

第3表 昭和48年損益計算書

科	目	金額(円)	割合(%)	備考
収	会 員 制	7,665,000	24	市町村, 一般会員
	費 事 業 割	12,808,748	15	森林土木会費
	小 計	20,473,748	39	
入	補 助 金 県 補 助 金	1,804,000	3	林業協会振興対策, 林業構造改善事業
	受託事業収入	19,799,585	37	測量, 保安林, 森林計画, 設計浄書
	直営事業収入	7,651,910	14	林業福島刊行, きのこ種菌製造収入
	賦 課 金	598,000	2	種苗需給協議会, 林業福島, 団体賦課金
	小 計	28,049,495	53	
	幹 旋 品 売 上	1,303,260	2	幹旋図書売上
	事 業 外 収 入 雑 収 入	1,548,927	3	預金利子, 事務委託料, その他雑収入
	小 計	2,852,187	5	
	計	53,179,430	100	
	支 出	会 議 費	1,304,071	3
事 務 費		28,455,575	53	役員報酬, 職員給与, 交付金, その他7費目
事 業 費		22,763,255	43	管理指導費, 開発調査費, 研修費, その他19費目
償 却 費		768,974	1	固定資産償却費
計	53,291,875	100		

注：福島県林業協会・第4回通常総会提出議案, 13~14頁より作成。

### Ⅲ 栃木県治山林道協会の組織と事業内容

#### 1. 協会の組織

(1)沿革 昭和22年2月, 終戦後の森林の荒廃による災害の激発に対処するため, 県議会が中心となり, 任意団体として栃木県治山治水協会を設立した。昭和24年8月に同任意団体は社団法人栃木県治山治水協会に改組された。さらに昭和42年7月には同協会は栃木県林道協会と合併し, 社団法人栃木県治山林道協会と改称されて現在に至っている。合併を機会に定款を変更し, 治山林道事業の測量, 調査設計の業務を開始した。これらの業務は別途会計とされ, 森林土木コンサルタント部門の設置によって, その中でとりあつかうようになった。以来協会の活動分野は, 大幅に拡大されて, 公益事業と収益事業を通じて治山林道事業の推進に努めている。

(2)組織 定款の第5条による会員の構成から最初に説明することにする。会員は①正会員(市町村および治山林道事業に関係ある林業団体にして第32条「本会の会費は別に定める規定により毎年総会において定める額とする」の会費を納入するもの), ②賛助会員(④治山林道事業に利害関係を有する者および本会の趣旨に賛成するものにして第32条の会費を納入する者。①県議会議員, 学識経験者で本会の趣旨に賛成する者), ③特別会員(治山, 林道事業に功労ある者で役員会の推せんする者), の3種か

らなっている。昭和49年3月31日現在の会員数は343名（市町村49, 林業団体43, 一般協賛者16, 事業関係者180, 県議50, 学識経験者5）である。

役員はつぎの通りである。①理事（35名以内）、②監事（5名以内）、からなる。理事および監事は総会において会員の中から選任される。理事は会長1名、副会長2名、常務理事2名を互選する。理事は会務を執行する。以上の役員の外に本会には顧問および参与を置くことができる。さらに本会の業務を処理するために事務職員および技術職員若干名が置かれ、会長がこれを任免する。昭和49年3月31日現在の職員は10名（事務局長1, 参事1, 技師4, 技師補3, 書記1）である。事務局は定款第2条の定めるところにより、県庁林務観光部の森林土木課内に併置されている。部屋代は無料であるが、電話代は支払う。

## 2. 協会の事業内容

(1) 林野所有の概況 林野面積は第4表に示すごとくである。林野面積375,742 haは県土総面積の59%を占めている。その面積の所有別割合は、国有林が35%, 民有林65%である。本県東北部および北西部の山岳地帯は、それぞれ八溝林業地帯、日光林業地帯と呼ばれ、人工林率も高いが、南部は平地林で人工林率も低くなっている。

第4表 林野の所有別面積

			単位: ha	
所有区分	面積	割合 (%)		
国有林	130,123	35		
民有林	県有林	9,164	2	
	市町村有林	10,426	3	
	私有林	226,029	60	
林小計	245,619	65		
計	375,742	100		

注: 栃木県林務観光部・林務観光部要覧(昭和49年度)  
1頁より作成。

(2) 事業内容 本協会の設立目的は、治山林道事業を拡充強化して、国土の保全と森林資源の開発を図り、公共福祉の増進に寄与することにある。本会はこの目的を達成するため定款第4条に基づきの①~⑩までの事業項目を規定している。①治山事業の拡充強化ならびに林道網の整備促進を図る。②治山工ならびに林道の維持管理の普及徹底、③諸官庁、その他必要な方面に対する答申建議および陳情、④関係団体との連絡協調、⑤一般の要望に対する指導ならびに斡旋、⑥治山林道事業の測量、調査、ならびに計画、設計業務の受託、⑦治山林道事業に関する試験、研究、研修、⑧治山林道工事現場の工事管理、監督についての指導、⑨講習会および座談会の開催ならびに現地視察、⑩図書、印刷物の刊行、功労者の表彰、⑪前各号に掲げるものの外、本会の目的達成上必要な事業、などである。

それでは昭和48年度の一般会計と別途会計の収支状況を明らかにしよう。はじめに第5表の一般会計収支決算書から説明することにする。雑収入の備考にある物品斡旋料というのは、協会が各業者に堰堤名張り付け用物品の斡旋をした料金(手数料)のことである。収支関係は805,076円の黒字となっている。収入の科目を見ると、会費がその70%を占め、県補助金は4%である。県補助金は運営費であり、昭和49年度は40万円が計上されている。

ここで会費の賦課方法を昭和49年度を例にして示すと第6表の通りである。会費の明細を林業団体の森林組合についてのみ説明すると、単位森林組合は39会員あり、その会費は239,000円で、賦課方法は

均等割 (= 1組合1,000円 × 39 = 39,000円) と事業割 (= 事業費 2億円の  $\frac{1}{1,000}$  = 200,000円) からなる。

第 5 表 昭和 48 年度一般会計収支決算書

科 目	金額 (円)	割合 (%)	備 考
会 費	4,923,550	70	
収 入			
県補助金	250,000	4	
過年度収入	840,600	12	47年度分会費
雑収入	242,892	3	預金利息, 物品幹旋料
繰越金	777,295	11	47年度繰越金
計	7,034,337	100	
支 出			
会議費	153,819	2	会議費, 役員会費
事務費	2,474,825	40	役員旅費, 職員給料, 諸手当, 他 5 費目
事業費	3,300,617	53	促進費, 支部事業助成金, 支部交付金, 他 6 費目
退職給与引当金	300,000	5	
予備費	0	-	
計	6,229,261	100	

注：栃木県治山林道協会・昭和49年度通常総会資料（一般会計），14～15頁より作成。

第 6 表 昭和 49 年度会費賦課方法

区 分	数	負担額(円)	備 考
1. 市 町村	事業割 (9)	685,000	事業別と平均割に区分し事業別については, 48年度治山, 林道事業費2,069,173,000円の $\frac{1.5}{1,000}$ の割で事業施行地の各市町村の事業分量に応じ負担額を算出し上限を, 市は10分円, 町村は7万円止とする。
	均等割	120,000	
	事業割 (18)	864,000	
	均等割	37 185,000	
市 町 村 計	49	1,854,000	均等割については, 市は1万円, 町村は5千円とする。
2. 林業団体		269,000	一般会費 69,000円, 事業割会費 (工事費 2億円と見込み) その $\frac{1}{1,000} = 200,000$ 円
3. 一般協賛者	16	248,000	
4. 事業関係者		3,200,000	請負工事費 (治山, 林道共で) 16億円と見込みその $\frac{2}{1,000}$
計		5,571,000	

注：栃木県治山林道協会・昭和49年度通常総会資料（一般会計），20頁より転記。

また協会は普及事業の一環として月に一回「治山林道弘報」を発行して, 会員の資質向上と事業の円滑化を図っている。つぎに本県緑化推進委員会の事務業務を述べると, それは本協会の性格上から福島県や沖縄県のように協会委託ではなく, 林務観光部の造林課内に設置された事務局によって行なわれている。そして同委員会は本来の緑化業務はもとより, 県の補助を受けて年に3～4回, 雑誌「工場にみどりを」を発行し, 環境緑化に努めている。



つづいて昭和48年度の別途会計の損益計算書を第7条で示そう。事業内容は県をはじめ市町村、森林組合、その他事業体から委託の治山、林道、林野等の測量設計業務によって占められている。一般会計と別途会計の収入を加えた総収入は27,991,724円となり、そのうち前者が25%、後者が75%で、総収入の4分の3は事業収益である。そのことから本協会運営のため財源の基本が事業収入にあたることがわかる。

第7表 昭和48年度損益計算書

科 目	収 益	費 用	利 益	
			金 額	割 合 ( % )
県 営 林 道	9,611,000円	2,653,286円	6,957,714	33
県 営 治 山	4,120,000	1,065,909	3,054,091	15
林 構 ・ そ の 他	7,567,000	1,631,108	5,935,892	28
林 道	—	—	—	—
林 野 測 量	6,218,000	1,208,310	5,009,690	24
計	27,516,000	6,558,613	20,957,387	100

注：栃木県治山林道協会・森林コンサルタント部門（別途会計），6頁より作成。

#### IV 総 括

(1)福島県 ①本県林協は県・市町村の強力な行政的支援を受けて存続しているのが実情である。収入は会費と事業収入によってほとんど占められ、なかでも後者が運営費の基本である。定款に定められた事業内容では林協は指導事業はもとより、林業生産に関するいろいろの経済事業を行なえるようになっている。実際のところ会費のみでは林協の運営ができないため、経済事業に手を出している。経済事業のうち林協が担当している部門は、測量・設計の受託事業を中心に普及誌の販売などの直営事業に限定され、林産事業は木材協同組合、木炭農業協同組合、農林種苗農業協同組合、森林組合（民有林の造成、伐出など）、の4事業体によって行なわれている。なお、治山、林道などの土木事業は他の関係事業体によってなされている。

このように本林業が琉球林協のように森林の造成や種苗事業に着手しなくても運営ができるのは、本県民有林の面積が沖縄県のそれに比較して7.8倍もある上に、総合協会である性格から会員数も多く、そのため林協の仕事が沢山あるためである。そこで琉球林協もこうした本県林協の経済事業のあり方を知ることが大切なことであるが、それに同調する必要はなく、従来からの種苗事業などを今後とも積極的にしていくべきである。県当局は既設の北部森林組合と林協の事業の競合関係をどう調整して行くか、についても建設的な方向で対処してほしい。

福島県林協の事業収入の主体は、測量・設計などの受託事業によっている。その事業確保のために協会は自らそれを担当できる技術者を養成して、県や市町村等からこうした業務をどしどし引き受けている。琉球林協においてもこういう技術者の養成を検討して見る必要はあろう。

②福島県林協は同協会を支える世帯が大きいだけあって、普及誌「林業福島」を毎月発行し、その他の資料も充実している。そのことは栃木県の林協についても言えることである。そういうことで、琉球林協でも今後普及誌の整備・充実を図ることは非常に重要なことである。③緑化運動の推進は国土緑化福島県推進委員会が行なっており、その事務は林協に委託されている。沖縄県においても弱体化した本県の林協を強化する意味から、本県緑化推進委員会は今後とも永続的に林協に事務業務の一切を委託す

べきである。

(2)栃木県 ①本県林協も県・市町村の強力な行政的支援を受けて存続している。林協の業務は県林業行政の一環であるという立場から、県当局は林協の事務局を林務観光部森林土木課内に設けている。そのことは非常に注目すべき点であり、県当局も見習うべきであろう。林協の業務は指導事業と経済事業であり、協会の性格が治山林道協会であることから、両事業とも治山・林道面に置かれている。協会は会費のみでは運営ができないため後者の経済事業、すなわち治山、林道、林野等の測量設計業務の受託事業を積極的にしている。民有林の面積も沖縄県の3.4倍もあり、かつ会員数も多いため、このような受託事業は沢山ある。したがって林協が現場の大がかりな工事にたずさわる必要はない。

②一般会計収入を見ると、県補助金が昭和48年は25万円、49年度は40万円計上されており、そのことも県の林協強化の現われである。沖縄県当局もこのような補助金制度を確立してほしい。③普及誌「治山林道弘報」も毎月発行され、その他の資料も整備されている。④緑化運動の推進は、本県緑化推進委員会によって行なわれ、その事務は林協の性格上から、林務観光部造林課内に設けられた事務局によって担当されている。

最後にわれわれが結論的に強調したいことはつぎの2点である。以上述べたことから明らかな通り、琉球林協の安定的存続も、県当局の強力な行政的支援がないことには不可能であり、そういうことから県も林協を林業行政の一環であるという認識を強く持ってほしい、林協の一層の拡充、発展を図ってほしい。つぎに②としては、沖縄県には本県なりの森林・林業の特質があり、さらに林協の長年にわたる本県林業の発展に尽してきた歴史的意義も大きいし、これらのことを念頭に置きながら、両県林協の長所(利点)のみを取り入れ、短所を捨象して行く姿勢を持たなければならないと考える。そしてこのような立場は両県林協以外の見方にもあてはまることである。

## 謝 辞

この調査と一緒に参加して下さった琉球林業協会の事務局長井上哲夫氏、同協会理事比嘉貞夫氏、および県林務課々長補佐大城清次氏に厚くお礼の言葉を述べたい。また、この調査に多大な便宜を図って下さった同協会長大山保表氏(琉球大学教授)、そして現地の福島県林業協会常任理事菅野勉氏、同県農地林務部林業指導課々長補佐吉野洪氏、および栃木県治山林道協会事務局長安倍連氏、同林務観光部森林土木課々長補佐小倉喜子三氏、の各氏に対し心から感謝の意を表したい。

## 参 考 文 献

1. 福島県農地林務部 1973 福島県林業統計書(昭和47年度), 福島県農地林務部
2. 福島県林業協会定款
3. 福島県林業協会 第4回通常総会提出議案(昭和49年5月23日)
4. 国土緑化福島県推進委員会総会議案(昭和49年3月20日)
5. 栃木県林務観光部 林務観光部要覧(昭和49年度)
6. 栃木県治山林道協会 昭和49年度通常総会資料(一般会計)
7. ————— 森林土木コンサルタント部門(別途会計)
8. ————— 1973 栃木の治山と林道, 栃木県治山林道協会

### Conclusion

The conclusion of this thesis is two points as follows. (1) As it is known in contents above mentioned, the strongly executive aid by the prefectural authorities of Okinawa is needed for the stable continuance of the Ryukyu Forestry Society. Therefore, we do hope that the prefectural authorities have strong understanding that the problems of the Forestry Society are one of forest administrations and more expand and develop the Forestry Society. (2) There is the peculiar characteristic of forest and forestry in the Okinawa Prefecture and furthermore we can say that the historical meaning which the Forestry Society has made efforts a long time for developing forestry in the Okinawa prefecture is big. As thinking of above saying, we must get only merits and leave demerits in the Forestry Society of the Fukushima Prefecture, and the Forest conservation and Forest Road Society of the Tochigi Prefecture. The standpoint such as this is the same about other Forestry Societies without two Societies above mentioned.